

不当廉売関税に関する手続等についてのガイドライン新旧対照表

改正案	現 行
<p>7. 不当廉売差額の算出</p> <p>(1) ~ (5) (略)</p> <p>(6) 特定貨物の生産及び販売について市場経済の条件が浸透している事実（政令第2条第3項、第10条の2第1項から第4項まで）</p> <p>一 政令第2条第3項の規定において中華人民共和国（香港地域及びマカオ地域を除く。以下同じ。）又はベトナムを原産地とする特定の種類の輸入貨物の生産者が明確に示すこととされている特定貨物の生産及び販売について市場経済の条件が浸透している事実には、以下の事実が含まれるものとする。</p> <p>① 価格、費用、生産、販売及び投資に関する生産者の決定が市場原理に基づき行われており、これらの決定に対する政府（当該輸入貨物の原産国の中央政府、地方政府又は公的機関をいう。7（6）-④において同じ。）の重大な介入がない事実</p> <p>② 主要な投入財（原材料等）の費用が市場価格を反映している事実</p> <p>③ 労使間の自由な交渉により労働者の賃金が決定されている事実</p> <p>④ 生産手段の政府による所有又は管理が行われていない事実</p> <p>⑤ その他特定貨物の生産及び販売について市場経済の条件が浸透している事実について財務大臣が適当と認めるものであって、調査開始時に生産者に通知するもの</p> <p>二 政令第2条第3項及び第10条の2の規定の適用に当たっては、平成23年10月31日付の「アジアにおける平和と繁栄のための戦略的なパートナーシップの下での行動に関する日越共同声明」2（3）において、「日本政府は、二国間の戦略的パートナーシップを強化するため、ベトナム政府による同国の貿易措置とWTO協定及びベトナムのWTO加盟議定書との整合性を確保するための努力を認め、ベトナム政府が今後自国の市場経済の完全化を継続するとの了解の下に、ベトナムのWTO加盟議定書における作業部会報告書パラグラフ第255を適用しないことを宣言した。」とされていることに留意する。</p>	<p>7. 不当廉売差額の算出</p> <p>(1) ~ (5) (略)</p> <p>(6) 特定貨物の生産及び販売について市場経済の条件が浸透している事実（政令第2条第3項、第10条の2第1項から第4項まで）</p> <p>一 (同 左)</p> <p>二 中華人民共和国が世界貿易機関へ加入するため世界貿易機関との間において合意した条件を定めた議定書第15節（d）の規定並びにベトナムが世界貿易機関へ加入するため世界貿易機関との間において合意した条件を定めた議定書2並びに作業部会報告書255（d）及び527の規定により、政令第2条第3項及び第10条の2の規定のうち、中華人民共和国を原産地とする特定貨物に関するものは平成28年12月10日まで、ベトナムを原産地とする特定貨物に関するものは平成30年12月31日までの間に限り適用できるものであることに留意する。</p>